

## 常磐大学同窓会課外活動奨励金規程

制 定 2011年2月26日 幹事会

### (目的)

第1条 常磐大学同窓会（以下「本会」という。）は、常磐大学の発展および社会貢献に寄与できるまたはそれが期待できる常磐大学学生の課外活動に対して、課外活動奨励金（以下「奨励金」という。）を給付し、もって本会および本会の活動に対する認知度および理解度の向上を目的とする。

### (奨励金の種類)

第2条 奨励金は、学生プロジェクト奨励金およびスポーツ・文化活動奨励金の2種類とする。

② 学生プロジェクト奨励金は、常磐大学の教職員の推薦を受け、次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号および第5号のすべてに該当するものとする。

- 1 独創性溢れるユニークな企画であること。
- 2 活動の結果が地域社会に還元され、社会貢献に寄与するまたはそれが期待できる活動であること。
- 3 奨励金を給付することにより、一定の成果が期待できること。
- 4 自ら発案し、実行できる自主的な活動であること。
- 5 定められた期間内に活動が完結し、成果の報告ができること。

③ スポーツ・文化活動奨励金は、常磐大学の教職員の推薦を受け、次の各号のいずれかに該当するものとする。但し、学生プロジェクト奨励金を給付されたものは除く。

- 1 スポーツ活動において、全国またはそれに準ずる大会において優秀な成績を収めた学生または団体
- 2 文化、芸術または学術活動において、全国またはそれに準ずる大会、コンクール等において優秀な成績を収めた学生または団体
- 3 ボランティア活動、社会活動等において、一定の評価を得た学生または団体

### (資格)

第3条 奨励金を受けることができる者は、常磐大学の正規課程に在籍している学生（以下「学生」という。）または学生を主な構成員とする団体（以下「団体」という。）とする。但し、休学者は除く。

### (奨励金額の上限および給付件数)

第4条 奨励金額の上限および給付件数は、次のとおりとする。

- 1 学生プロジェクト奨励金は、1件当たり20万円を上限とし、当該年度5件以内とする。
- 2 スポーツ・文化活動奨励金は、1件当たり20万円を上限とし、当該年度5件以内とする。

### (募集時期)

第5条 募集時期は、次のとおりとする。

- 1 学生プロジェクト奨励金は、当該年度の5月とする。
- 2 スポーツ・文化活動奨励金は、当該年度の2月とする。

### (募集方法)

第6条 募集は公募とし、掲示板、Web等において告知し、本会が指定する窓口（以下「指定窓口」という。）において募集要項を配付する。

### (申請)

第7条 学生プロジェクト奨励金を受けようとする学生または団体は、次の書類を募集要項に定められた期日内に指定窓口へ提出しなければならない。

- 1 奨励金申請書
- 2 推薦書

- 3 誓約書
  - 4 活動計画書
  - 5 活動予算計画書
  - 6 その他本会または常磐大学が必要と認める書類
- ② スポーツ・文化活動奨励金を受けようとする学生または団体は、次の書類を募集要項に定められた期日内に指定窓口へ提出しなければならない。
- 1 奨励金申請書
  - 2 推薦書
  - 3 誓約書
  - 4 活動計画書
  - 5 活動の内容が客観的に分かる書類
  - 6 成績等が分かる書類（認定証、表彰状等の写し）
  - 7 その他本会または常磐大学が必要と認める書類

（選考および給付額）

第8条 選考および給付額は、常磐大学が指定する委員会の議を経て、本会会長が決定する。

- ② 本会会長は、前項の結果を文書にて申請者に通知する。
- ③ 決定された学生または団体を常磐大学同窓会課外活動奨励生（以下「奨励生」という。）という。

（給付方法）

第9条 奨励金の給付方法は、申請のあった指定の銀行口座への振込みとする。

（奨励生の義務）

第10条 奨励生は、活動内容およびその成果について、本会および常磐大学に活動結果報告書を提出するとともに、報告会を行わなければならない。

（資格喪失）

第11条 次のいずれかに該当すると認められる場合、常磐大学と協議の上、本会会長は奨励金の給付を停止、または取り消すことができる。

- 1 退学または休学したとき。
- 2 負傷、病気等のために成業の見込みがないとき。
- 3 虚偽の申立てまたは記載により、奨励金を受けたとき。
- 4 学則に違反し、懲戒を受けたとき。
- 5 その他、奨励生として適当でないと認める行為があったとき。

（奨励金の返還）

第12条 奨励生が前条の規定により奨励金の給付を取り消された場合、本会会長は奨励金の一部または全部を返還させることができる。

（施行細則）

第13条 この規程の施行に必要な事項は、本会と常磐大学とが協議の上、別に細則をもってこれを定める。

（事務）

第14条 この規程に関する事務は、次のとおりとする。

- 1 募集および選考に関する事務は、常磐大学に委託する。
- 2 奨励金の給付に関する事務は、本会財務部が行う。

附 則

- 1 この規程の改廃は、幹事会の承認を必要とする。
- 2 この規程は、2011年4月1日から施行する。